

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表				
	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
	【顧客の最高の利益の追求】 金融事業者は、常に顧客満足度を重視し、顧客に対する誠実・公正に業務を行い、顧客の最高の利益を追求するべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	【方針1】適切な保険募集についての取り組み 【方針6】お客様本位の業務運営の浸透に向かた取り組み 【方針7】お客様の声を経営に活かす取り組み	【方針1】適切な保険募集についての取り組み 【方針6】お客様本位の業務運営の浸透に向かた取り組み 【方針7】お客様の声を経営に活かす取り組み
原則2	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の最高の利益を追求するため、顧客の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	【方針1】適切な保険募集についての取り組み 【方針6】お客様本位の業務運営の浸透に向かた取り組み 【方針7】お客様の声を経営に活かす取り組み	【方針1】適切な保険募集についての取り組み 【方針6】お客様本位の業務運営の浸透に向かた取り組み 【方針7】お客様の声を経営に活かす取り組み
原則3	【利益相反の避済的な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該方針を遵守して辦理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針を明らかめ定すべきである。	実施	【方針2】利益相反管理についての取り組み	【方針2】利益相反管理についての取り組み
(注)	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事例が取引又は業務に及ぼす影響について留意すべきである。 ・ 製造会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託料や料金の支払を受けた場合 ・ 既存会員が、個人情報の漏洩による会員登録された商品を販売・推奨する場合 ・ 同一主体又はグループに個人部門と運用部門をしており、当該運用部門が、資産運用の結果をもとに、個人部門で取引関係者を有する企業に還しの場合	実施	【方針2】利益相反管理についての取り組み	【方針2】利益相反管理についての取り組み
原則4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの提供に伴うものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	【方針3】手数料等の明確化についての取り組み	【方針3】手数料等の明確化についての取り組み
	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、方針4に示された場合を除き、金融商品・サービスの販売・推奨等に際して最も重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	【方針1】適切な保険募集についての取り組み	【方針1】適切な保険募集についての取り組み
原則5	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(ターゲット)・損失そのもののリスク・取引条件(契約条項) ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組合に含まれる金融事業者の販路として想定される顧客の範囲 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの運営管理(販路の二段及び三段を向こう踏まえた販路)・販売・推奨等を行う金融商品・サービスの販路には、その具体的な内容(第三回から受け取手数料を含む)及びこれが取扱業務にかかる手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	実施	【方針2】利益相反管理についての取り組み 【方針4】お客様にふさわしい保険商品・サービス提供についての取り組み 【方針2】利益相反管理についての取り組み 【方針4】お客様にふさわしい保険商品・サービス提供についての取り組み	【方針2】利益相反管理についての取り組み 【方針4】お客様にふさわしい保険商品・サービス提供についての取り組み
(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージして販売・推奨等する場合には、顧客に購入することの可能な商品か否かを顧客に示すとともに、該商品の販売・推奨等のリスク・損失の範囲が比較することができるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである。(注3)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	実施	【方針3】手数料等の明確化についての取り組み 【方針4】お客様にふさわしい保険商品・サービス提供についての取り組み	【方針3】手数料等の明確化についての取り組み 【方針4】お客様にふさわしい保険商品・サービス提供についての取り組み
(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確・平易かつて、説明しやすくとのない重要な内容の情報提供を行なうべきである。	実施	【方針4】お客様にふさわしい保険商品・サービス提供についての取り組み ②お客様のご意向に沿った分かりやすい情報の提供への取り組み	【方針4】お客様にふさわしい保険商品・サービス提供についての取り組み
(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの販路の二段及び三段を向こう踏まえた販路を、分かりやすく行なうべきである。顧客でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には複数の情報提供を行う一方、複数又はリスクの高い商品の販売の場合は、販路の二段及び三段を向こう踏まえた販路の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いたり、リスクリーフの開発など基本の構造を組め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう努めてください。	実施	【方針4】お客様にふさわしい保険商品・サービス提供についての取り組み ②お客様のご意向に沿った分かりやすい情報の提供への取り組み	【方針4】お客様にふさわしい保険商品・サービス提供についての取り組み
(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報提供する際に、情報の必要性に応じて別途、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	【方針4】お客様にふさわしい保険商品・サービス提供についての取り組み ②お客様のご意向に沿った分かりやすい情報の提供への取り組み	【方針4】お客様にふさわしい保険商品・サービス提供についての取り組み

	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の利益を追求するため、取引手数料・販売手数料・報酬、知識及び取り扱い方針等を把握し、顧客にふさわしい金融商品・サービスの組合、面会・推薦等を行なうべきである。	実施	【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み ⑤不適当な販売・勧説行為を防ぐために	【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み
原則6	(注1) 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際して、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確実に把握するべきである。顧客のラーニング曲線を考慮して、顧客の資産と貢献度との適切な割合を移動し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行なう。 ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、当業者が取扱う金融商品・サービスについて、当業者が取扱う金融商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行なうこと。 ・金融商品・サービスの販売提案において、顧客の意向に基づき、長期的な視野にも配慮した適切なフォローアップを行うこと。	実施	【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み ⑤不適当な販売・勧説行為を防ぐために ⑥契約後のアフターフォロー	【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み
	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージ販売・販売・推奨等をする場合には、当該パッケージ全体が顧客面面にふさわしかつて留意すべきである。	実施	【方針3】手数料等の明確化についての取り組み 【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み	【方針3】手数料等の明確化についての取り組み 【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み
	(注3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に応じて、商品の特性を踏まえて、販売対象としている顧客の属性を把握し、公表するなどして、顧客の属性に応じた販売戦略を採用する。それに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に対する当社取組方針・取組状況の非該当一覧表原則6の行	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に対する当社取組方針・取組状況の非該当一覧表原則6の行
	(注4) 金融事業者は、特に、複数又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行な場合や、金融取引需要を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行な場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かつ慎重に審査すべきである。	実施	【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み ③お年寄りのお客様への配慮について ④謙虚なおあるお客様への配慮について ⑤不適当な販売・勧説行為を防ぐために	【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み
	(注5) 金融事業者は、社員がその取り扱う金融商品の特徴の販売・推奨等を行な場合や、金融取引需要を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行なう際に、顧客の属性に応じ、顧客の属性に応じた販売・推奨等のための情報提供を積極的に行なべきである。	実施	【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み ②お客様への意に向に沿った分かりやすい情報の提供への取り組み 【方針5】お客様本位の業務運営の透徹に向けた取り組み ②社員及び保険募集人への教育	【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み 【方針5】お客様本位の業務運営の透徹に向けた取り組み 【方針6】お客様本位の業務運営の透徹に向けた取り組み
原則7	【従業員に対する適切な指導・づけの神経み取り】 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の特徴の販売・推奨等を行な場合や、金融取引需要を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行なう際に、顧客の属性に応じ、顧客の属性に応じた販売・推奨等を行なうとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	【方針4】お客様本位の業務運営の透徹に向けた取り組み 【方針6】全社員が意欲をもって、働ける職場作りの取り組み	【方針5】お客様本位の業務運営の透徹に向けた取り組み 【方針6】全社員が意欲をもって、働ける職場作りの取り組み
	(注) 金融事業者は、各原則に付されている注記について、該当する場合は、該当する旨を記載し、代理手帳に記入する代筆算定の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	【方針5】お客様本位の業務運営の透徹に向けた取り組み 【方針6】全社員が意欲をもって、働ける職場作りの取り組み	【方針5】お客様本位の業務運営の透徹に向けた取り組み 【方針6】全社員が意欲をもって、働ける職場作りの取り組み
[照会先]				
部署 コンプライアンス部				
連絡先 03-6212-5858				